

スカパー！プレミアムサービス光契約約款 2025 年 2 月 1 日 変更内容

第2章 契約

第5条(契約の成立)

【新】

3 当社又は当社が指定する者は、前項に規定する申込みを承諾する場合、承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。また、当社又は当社が指定する者は、法第150条の2第1項に定める書面の交付対象となるプレミアムサービス光申込者に対しては、同条に従い当該書面を作成し交付します。なお、法第百五十条の二第二項に定める電子的な方法による当該書面の交付について申込者の承諾を得た場合、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者は、当社の定める方法により、当該書面を電子的な方法で交付することができるものとします。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。

【旧】

3 当社又は当社が指定する者は、前項に規定する申込みを承諾する場合、承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。また、当社又は当社が指定する者は、法第150条の2に定める書面の交付対象となるプレミアムサービス光申込者に対しては、同条に従い当該書面を作成し交付します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。